

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和 6 年 3 月 27 日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
 同 伊 藤 秀 夫
 同 飯 塚 孝 子
 同 深 谷 成 信

監査結果等に基づく措置

令和 5 年度第 1 期財政援助団体等監査結果報告（令和 5 年 12 月 26 日 新監査公表第 12 号）分

頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
4・5	公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 経済部雇用・新潟暮らし推進課	<p>(1) 指摘事項</p> <p>本市等からの出捐金を原資とする基本財産が財務諸表上の一般正味財産に計上されていたもの</p> <p>財団は、本市が拠出した 1 億円をはじめとする総額 1 億 200 万円の出捐金を原資とする基本財産を、貸借対照表及び正味財産増減計算書上の指定正味財産に計上すべきところ、平成 18 年度決算から令和 4 年度決算まで一般正味財産に計上していた。</p> <p>公益法人会計基準では正味財産を指定正味財産と一般正味財産に区分することとされており、その運用指針において、寄付によって受け入れた資産で寄付者等の意思により、当該資産の用途、処分又は保有形態について制約が課されている場合には指定正味財産に計上し、用途等に制約がない場合には一般正味財産に計上することとされている。市の公金を財源とする出捐金は、永久又は一時的に財団内に維持されることを目的としたものであり、財団の意思のみで処分することができないものと考えられることから、出捐金を原資とした基本財産を一般正味財産に計上していることは、公益法人会計基準に準拠したものとはいえず、指定正味財産に計上しなければならない。</p> <p>また、所管課においては、市の公金を財源とした出捐金を拠出している以上、それが指定正味財産に計上されていないのであれば、その顛末を調査し、出捐者の意思が財務諸表上に反映されるよう指導しなければならないところ、財団に対する指導を怠り、長年にわたり出捐者の意思が財務諸表上に反映されていない状態を放置していた。</p> <p>本事案は、公益法人会計基準における基本的な規定に対する理解が著しく不足していたことが原因であるが、長年にわたり適正な表示がされていなかったことは、出捐を受けた財団は受託責任を果たしているとは</p>	<p>この度の指摘を受け、市と財団で公益法人会計基準の運用指針を改めて理解し、指定正味財産へ計上する旨を確認しました。今後は、出捐者である市の意思を常に共有し、財団においてその内容を反映した事業運営や財産管理が行われているか、出捐者として確認していきます。</p>

6	<p>公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター 経済部雇用・新潟暮らし推進課</p>	<p>いえず、所管課においても出捐者としての監督責任を果たしているとはいえない。財務諸表は財団の事業運営に対する主張を表すものであり、財団の財政状態及び経営成績を明らかにするだけでなく、出捐金がある場合には出捐目的に沿った事業を実施していることを示すことが求められる。財団及び所管課は、公益法人会計基準を十分に理解し、常に出捐者の意思を共有しておくことで、それを反映した事業運営及び財産管理を行い、その状況を財務諸表で適正に表示するよう改められたい。</p> <p>(3)意見</p> <p>財団は、市内事業所の約99%を占める中小企業が、資金や人的な面による制約から単独で福利厚生制度を整備することが難しい状況にあることから、中小企業勤労者及び事業主を対象に福利厚生サービスを提供し、勤労者等の福祉の向上を支援している。平成5年の設立当初から、財団は会員ニーズの把握に努め、質の高いサービスを提供してきたことにより、財団に加入している勤労者等の会員数は増加傾向で推移している。</p> <p>近年、働き方改革に対する意識の高まりから、企業には職場環境の改善を図ることが求められているが、その方法として福利厚生を取り入れることは、勤労者の健康管理や生活の充実により、仕事へのモチベーションを向上させ、人材の確保や定着、生産性の向上などの効果を生むことが期待できる。そのため、財団はより多くの勤労者等に対してより充実したサービスを提供し、働き方改革を支援していかなければならないが、限られた資源の中で会員数の増加に対応することは難しいため、DXの推進により対応可能な業務体制を整備することは必要不可欠である。</p> <p>現在、財団のホームページでは一部の申請についてWEB申込ができるものの、健康診断受診費補助などの各種補助申請ではファックスでの申込が多いことに加え、職員はWEB申込も含めて集計作業を手作業で行っている。パソコンやスマートフォンを利用した各種申請等のDXの推進は、会員の利便性の向上のみならず、業務効率化や入力誤りの防止など職員の負担軽減につながり、効率化により生まれた時間や労働力を他の業務に生かすことができる。そのためには、DXの導入に係る費用やデジタル活用という専門的な分野に係る課題に対し、所管課である雇用・新潟暮らし推進課をはじめ、関係団体や全国の類似団体等と協力・連携を取りながら導入に向けて取り組むことが必要である。</p> <p>令和6年度から働き方改革が本格化し、企業にはさらなる生産性の向上などが求められることから、勤労者の福利厚生を図ることは重要性を増し、それを支える財団の存在意義は益々高いものとなっている。それ</p>	<p>いただいたご意見のとおり、会員の利便性向上及び会員拡大に向けて業務体制の整備におけるDX化の推進は必要不可欠であり、令和6年度から実施する中期計画にDX化に積極的に取り組む旨を盛り込んでいます。今後も引き続き、中小企業の実業性の向上及び職場環境の改善につながるよう、市と財団で協議しながら質の高いサービスの継続的な提供に取り組んでいきます。</p>
---	--	--	---

	<p>故、財団は利便性や効率性の向上のためDXを推進するとともに、財団の強みである地域に密着した多様かつ質の高い福利厚生サービスを継続的に提供しながら、会員拡大を図っていくことが望まれる。福利厚生事業を通じて中小企業の労働環境を改善し、勤労者等の健康管理やワーク・ライフ・バランスの実現に取り組み、その福祉の向上を図ることで、中小企業及び地域経済の持続的発展に、より一層寄与することを期待するものである。</p>	
--	--	--